

県内介護サービス事業所を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長
(公 印 省 略)

令和8年度鳥取県介護職員等長期定着支援事業の実施について（通知）

本県の高齢者保健福祉施策の推進については、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、鳥取県介護職員等長期定着支援事業補助金交付要綱（令和7年9月17日付第202500134173号）に基づき事業を実施しますので、本補助金の交付を希望する場合、下記により交付申請書等を提出してください。

記

- 1 補助金名 鳥取県介護職員長期定着支援事業補助金
- 2 補助事業
 - (1) 介護職員等安全確保対策推進事業
 - (2) 複数名訪問介護等支援事業
- 3 補助対象事業者
 - (1) 介護職員等安全確保対策推進事業について
鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた介護事業所（訪問看護ステーションを除く）を運営する法人
※訪問看護ステーションは、「鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金(医療分)の「訪問看護ステーション安全確保対策推進事業」対象となるため、当該補助金の対象外
 - (2) 複数名訪問介護等支援事業について
鳥取県内で介護保険法上の指定を受けた訪問介護事業所を運営する法人
- 4 申請方法
法人ごとに事業所分を取りまとめの上、メールにて次の書類を担当に御提出ください。
 - (1) 交付申請書（規則様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第1-1号）
 - (3) 所要額調書（様式第1-2号）
 - (4) 収支予算書（様式第2号）
 - (5) 所要額内訳書（様式第3-1号、様式第3-2号）
- 5 申請書提出期限 令和9年2月12日（金）
- 6 その他
 - (1) 補助上限額等、その他詳細は鳥取県長寿社会課のホームページを御確認ください。
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/324971.htm>)
 - (2) 障害者総合支援法の指定を受けた事業所における申請方法、提出期限等については、別途、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課から通知する予定です。

【担当】

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 長寿社会課
いきいき長寿担当 森本
(電 話) 0857-26-7177
(ファクシミリ) 0857-26-8168
(電子メール) morimoto-ki@pref.tottori.lg.jp